

規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十三号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「承認」を削る。

様式第七号（表）中

種 類	名 称
① () 認定浄化槽	認 定 番 号
②その他	昭和55年建設省告示第1

292号第 第 号

種 類	名 称
・浄化槽法第13条による認定 () 認定浄化槽	認 定 番 号
・昭和55年建設省告示第1292号第 ・建築基準法第68条の25による認定 国土交通大臣認定浄化槽	認 定 番 号

に改める。

様式第八号中

<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 大規模の修繕	<input type="checkbox"/> 大規模の模様替	<input type="checkbox"/> 用途変更
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	----------------------------------	-------------------------------

並びに「又は第137条の12第4項」を、「第137条の12第4項又は第137条の16」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。